

兵庫県公報

令和6年9月6日 金曜日 第547号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

目次	ページ
告 示	
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（地域産業立地課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	1
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	1
○ 同上（中播磨県民センター）	2
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	2
公安委員会告示	
○ 各警備業務に係る検定合格者審査	2

告 示

兵庫県告示第850号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、皮革面積計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

令和6年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
たつの市、揖保郡太子町	令和7年3月10日（月）から同月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	その皮革面積計の所在の場所

兵庫県告示第851号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
川西市久代一丁目39番、40番1、41番、42番、43番、44番、45番、49番1、49番2、50番1、51番、52番1、54番1、55番1、117番、118番、119番及び127番の全部並びに48番、53番及び128番の各一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀町魚橋字生石西719番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市阿弥陀町生石35番地
野々村 清美、野々村 真輔
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年2月5日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-40号（5高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年9月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町末政字冬月222番1、222番3の一部、222番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市野里慶雲寺前町8番25号
有限会社野里プランニング 取締役 渡邊俊哉
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年7月26日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-23-2号（5たつの）

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

令和6年9月6日

契約担当者

兵庫県立洲本高等学校長 下條謙一郎

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
県立洲本高等学校特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
県立洲本高等学校 洲本市上物部二丁目8-5
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月23日
- 4 落札者の名称及び住所
大阪ガスファイナンス株式会社 大阪市中央区備後町三丁目6番14号
- 5 落札金額
月額 238,590円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年7月16日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第209号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）

の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年9月6日

兵庫県公安委員会
委員長 澤田 隆

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 実施日時

- (1) 1級
令和6年10月11日（金）午前9時から正午まで
- (2) 2級
令和6年10月11日（金）午後2時から午後5時まで

3 実施場所

神戸市中央区下山手通5丁目1番16号
兵庫県警察本部第二庁舎B102会議室

4 審査対象者

- (1) 1級
検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (2) 2級
空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）

6 審査の申請手続

- (1) 受付期間
令和6年9月18日（水）から同月27日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）
- (2) 審査定員
1級及び2級の合計で30人とする。
- (3) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所の所在地を管轄する

警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

(4) 提出書類

ア 審査申請書1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ その他

(ア) 前記(3)のイに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。)

(イ) 前記(3)のウに規定する営業所の所在地を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ウ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

(5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

7 審査申請書の配布

審査申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

8 手数料

手数料は、1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付するものとする。

なお、手数料は、審査申請書の受付後は返還しない。

9 携行品

筆記用具

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3425